

第 6 1 回沖縄県身体障害者スポーツ大会 事前説明会

令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

沖縄市陸上競技場内会議室（コザ運動公園）

大 会 要 綱 等

沖縄県・市町村・（社福）沖縄県身体障害者福祉協会

第61回沖縄県身体障害者スポーツ大会

実施要綱	P 1
------	-----

大会役員名簿	P 5
--------	-----

競技別実施要領

団体対抗競技	P 6
--------	-----

アーチェリー競技	P 8
----------	-----

フライングディスク競技	P 9
-------------	-----

卓球競技	P 10
------	------

水泳競技	P 11
------	------

陸上競技	P 12
------	------

(別表1) 全国障害者スポーツ大会 競技・種目	P 18
-------------------------	------

参考 障害区分の解説	P 22
------------	------

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会実施要綱

1. 目 的

大会の開催は、県内の障害者がこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

沖縄県 市町村 （社福）沖縄県身体障害者福祉協会

3. 後 援 ＜ 順不同 ＞

沖縄県市長会 沖縄県町村会 （社福）沖縄県社会福祉協議会 沖縄県教育委員会
（社福）沖縄県視覚障害者福祉協会 （一社）沖縄県聴覚障害者協会
（公社）沖縄県精神保健福祉会連合会 （一社）日本精神科看護協会 沖縄県支部
（公社）沖縄県手をつなぐ育成会 （公財）沖縄県スポーツ協会 （一社）沖縄陸上競技協会
（一社）沖縄県水泳連盟 沖縄県卓球協会 沖縄県アーチェリー協会
沖縄県身体障害者アーチェリー協会 （特非）沖縄県障がい者スポーツ協会
沖縄県障害者フライングディスク協会 沖縄県パラスポーツ指導者協議会

4. 協 賛 ＜ 順不同 ＞

（株）琉球新報社 （株）沖縄タイムス社 琉球放送（株） 沖縄テレビ放送（株）
（株）ラジオ沖縄 NHK沖縄放送局 （株）エフエム沖縄 琉球朝日放送（株）
宮古テレビ（株） 宮古毎日新聞社 八重山毎日新聞 （株）宮古新報 （株）八重山日報社
石垣ケーブルテレビ（株）

5. 開催期日・会場

開閉会式が行われる令和7年10月11日（土）を本大会とする。

開 催 期 日	実 施 競 技	会 場 名
令和7年8月10日（日）	アーチェリー競技	沖縄県立鏡が丘特別支援学校
令和7年8月23日（土）	フライングディスク競技	沖縄市陸上競技場（コザ運動公園）
令和7年9月13日（土）	卓 球 競 技	豊見城市民体育館
令和7年9月27日（土）	水 泳 競 技	奥武山公園プール
令和7年10月11日（土）	開会式・閉会式	沖縄市陸上競技場（コザ運動公園）
	陸 上 競 技	

6. 参加者及び出場資格

- (1) 出場選手は次の条件を満たす者とする。
- ア. 令和7年4月1日現在、13歳以上の者。
 - イ. 県内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ウ. その他の障害者手帳の交付を受けたもので参加を希望する者は、主催者において決定する。
 - エ. 大会の競技出場について、各福祉事務所、団体等の長が認めた者。
- (2) 令和7年4月1日現在、6歳以上12歳以下の者を「オープン参加」として認める。

7. 予定人員

選手 約800人
役員 約260人、ボランティア・補助員 240人

8. 競技規則

適用する競技規則は、令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則及び別に定める競技別実施要領（一部県大会特別規定）によるものとする。

9. 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、大会競技規則第2条2＜別表1＞「全国障害者スポーツ大会競技・種目」に準ずる。
- (2) 大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和7年4月1日とする。
- (3) アーチェリー競技及びフライングディスク競技を除き、年齢を1部＜39歳以下＞、2部＜40歳以上＞に分けて競技する。
- (4) 競技種目

ア. 13歳以上

(※) は、県大会独自の種目

競技群		競技種目
アーチェリー		50m・30mラウンド、30mダブルラウンド、 20mダブルラウンド (※)、15mダブルラウンド (※) 10mダブルラウンド (※)
水泳		自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ（各 25m、50m）
フライングディスク		ディスタンス スタンディング（立位） シットイング（座位） アキュラシー ディスリート・スリー（3m）(※) ディスリート・ファイブ（5m） ディスリート・セブン（7m）
卓球		一般卓球、サウンドテーブルテニス
陸上	競走	スラローム、50m、100m、200m、400m、800m、 1500m、障害別 4×100mリレー (※)
	投てき	砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、 ビーンバッグ投
	跳躍	走高跳、立幅跳、走幅跳

イ. 6歳以上12歳以下、障害区分を問わない：オープン参加種目

競技群		競技種目
水泳		自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ（各25m）
フライングディスク		アキュラシー ディスリート・スリー（3m）（※） ディスリート・ファイブ（5m）
卓球		一般卓球
陸上	競走	スラローム、50m、障害別4×100mリレー（※）

10. 競技運営

- （1）各競技における運営事項は、競技別実施要領に定める。
- （2）競技参加が少なかった種目については種目を中止することがある。ただし、成立しなかった種目については、申込団体と調整を行う。
- （3）出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。
- （4）その他、必要な事項は別に定める。

11. 参加方法

- （1）オープン参加含む参加希望者は、在住の市町村（福祉課等）へ申し込むこと。なお、団体対抗競技実施要領に定める障害者支援施設利用者は施設へ申し込むことも出来る。
- （2）各福祉事務所、施設等の申込みに基づき、主催者において決定する。
- （3）申込み後の変更は原則として認めないものとする。

12. 参加費用

大会参加費は無料とする。ただし、参加に係る費用（交通費等）については、各団体・個人において負担するものとする。

13. 申込書・期限

- （1）選手団の担当者（各福祉事務所、施設等）は沖身協ホームページから参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入後、期日までにメールで申し込むものとする。
- （2）期日：令和7年7月11日（金）
- （3）提出先メールアドレス：jimukyok19@okisin.jp

14. 番号布

- （1）番号布（ナンバーカード）は主催者が準備し、配布する。
- （2）障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmに他の重複する障害部門の色を表示する。
- （3）選手は競技服装に必ず番号布を付けるものとする。
- （4）番号布の布地の色は障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。

ア	肢体不自由	白色
イ	視覚障害	緑色
ウ	聴覚・平衡・音声・言語機能障害	黄色
エ	内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）	水色
オ	知的障害	桃色
カ	精神障害	茶色

15. 健康・安全管理

- （１）参加者の健康・安全面については、選手団及び参加者で十分配慮すること。大会開催中の怪我、事故等について主催者は応急の処置のみを行う。
- （２）損害保険等については、全社協のボランティア行事用保険に加入する。なお、対象は選手および大会運営役員とする（選手団の引率役員やボランティア等は対象外）。

16. 開催の可否決定

- （１）競技会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、又はあうことが予測される場合、荒天時・災害時意思決定委員会を開催する。
- （２）荒天時および災害時（感染症含む）等の取り扱いは、沖縄県身体障害者スポーツ大会荒天時取扱要領および沖縄県の障害者スポーツ大会等災害発生時取扱要領に定める。

17. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

大会名誉会長	沖縄県知事
大会長	沖縄県身体障害者福祉協会会長
大会副会長	開催地市町村長
	沖縄県生活福祉部長
	沖縄県障がい者スポーツ協会理事長
	沖縄県視覚障害者福祉協会会長
	沖縄県聴覚障害者協会会長
大会委員	沖縄県生活福祉部福祉統括監
	沖縄県生活福祉部障害福祉課長
	沖縄県身体障害者福祉協会常務理事

18. その他

- （１）撮影された写真・映像は報道または広報に使用されることもあるため、申込書の提出を以て、公開に関する取扱いについて承諾したものとする。
- （２）この要綱に定めるもののほか、運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営協力団体と協議のうえ、競技別実施要領に定める。

19. 事務局（申込先・問合せ先）

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会 （担当：伊敷・安里）

〒901-0516 八重瀬町字仲座 1038-1

TEL 098-851-3455 FAX 098-851-3855 MAIL jimukyok19@okisin.jp（伊敷）

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会役員名簿

役 員	職 名	氏 名
大会名誉会長	沖縄県知事	玉城 デニー
大 会 長	沖縄県身体障害者福祉協会会長	山城 充正
大会副会長	沖縄市長	花城 大輔
大会副会長	沖縄県生活福祉部長	北島 智子
大会副会長	沖縄県障がい者スポーツ協会理事長	宮里 好一
大会副会長	沖縄県視覚障害者福祉協会会長	知花 光英
大会副会長	沖縄県聴覚障害者協会会長	城間 枝利子
大会委員	沖縄県生活福祉部生活福祉統括監	城間 敦
大会委員	沖縄県生活福祉部障害福祉課長	大湾 朝貴
大会委員	沖縄県身体障害者福祉協会常務理事	運天 健
大会委員	沖縄県身体障害者福祉協会常務理事 兼事務局長	仲本 潔

団体対抗競技実施要領

1. 目的

団体対抗競技を実施することにより、選手の意識と意欲を高め地域の障害者スポーツ振興を図るとともに、お互いの交流を深め障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2. 参加団体

＜福祉地区部門＞

北部福祉地区・中部福祉地区・南部福祉地区・宮古福祉地区・八重山福祉地区・名護市福祉地区・うるま市福祉地区・沖縄市福祉地区・宜野湾市福祉地区・浦添市福祉地区・那覇市福祉地区・豊見城市福祉地区・南城市福祉地区・糸満市福祉地区 （14団体）

＜施設部門＞

仁愛療護園・沖縄中央療護園・松原園・美原の里・青葉園・ソフィア、更生ソフィア・一心療護園・沖縄コロニー・都屋の里・太希おきなわ （10団体）

3. 障害区分及び人員

福祉地区部門

障害区分	競技	人数
上肢障害・下肢障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	3名
視覚障害・聴覚障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	2名
全障害（知的・精神含む）	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	3名
上肢・下肢・聴覚・視覚・内部	フライングディスク	1名
肢体・視覚・聴覚・車いす	障害別リレー	4名
合計		13名

施設部門

障害区分	競技	人数
全障害（知的・精神含む）	陸上・水泳・卓球・アーチェリー フライングディスク	6名
合計		6名

◎下肢障害には車いす使用及び常用、電動車いす使用及び常用も含む。

4. 参加申込み

沖身協ホームページより申込書様式をダウンロードし参加選手を入力後、所定の期日までにメールで送信し申込みこと。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

5. 採点方法

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	参加点
点数	15点	9点	7点	5点	4点	2点	1点

ア 障害区分別・組別の順位をもって得点とする。

イ 総得点が高点の場合は、上位入賞者が多い方で順位を決める。

ウ 上位得点が高い場合は、同順位を与える。

6. 表彰

表彰は、各部門上位3位までを表彰する。

◆福祉地区部門

優勝 優勝旗・賞状・賞品 準優勝 賞状・賞品 3位 賞状・賞品

◆施設部門

優勝 賞状・賞品 準優勝 賞状・賞品 3位 賞状・賞品

7. 障害別リレーについて

- (1) 福祉地区部門のみの実施とし、全チームの記録で順位をつける。
- (2) 上位3チームを表彰する。
- (3) 使用する車いすは日常生活用とする。
- (4) 視覚部門は障害区分に関わらずアイマスクの着用は不要とし、伴走を認める。
また、視覚障害を重複する他障害の走者においても伴走を認める。
(例：盲ろう者が「第3走者 聴覚障害」としてエントリーする場合など)
- (5) 障害別リレーにおける引継は、テイクオーバーゾーン内で引き継がれる競技者の身体の一部に触れればよい。
- (6) 走順は以下のとおりとする。
第1走者 肢体障害
第2走者 視覚障害
第3走者 聴覚障害
第4走者 車いす使用者

アーチェリー競技 実施要領

1. 競技規則

令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県アーチェリー協会、沖縄県身体障害者アーチェリー協会協力の下、実施する。

3. 競技種目及び競技方法

(1) 競技種目

- ア 50m・30mラウンド (50m・30m)
- イ 30mダブルラウンド (30m・30m)
- ※ウ 20mダブルラウンド (20m・20m) 県大会特別種目
- ※エ 15mダブルラウンド (15m・15m) 県大会特別種目
- ※オ 10mダブルラウンド (10m・10m) 県大会特別種目

(2) 競技方法

- ア 競技は個人戦のみとする。
- イ A－Bの2立制とし、6射ごとに採点、矢取りを行う。
- ウ 行射の順序はA－B矢取り、B－A矢取りとする。
- エ 試射は6射とし、A－B6射矢取り、B－A6射矢取りとする。
- オ 採点行為（看的行為）は、主管団体に委任するものとする。
- カ 競技は、音響・視覚・時間管理装置により進行する。

4. 用具

弓具は、出場選手が用意し、弓具検査をうけたものを使用する。

5. 表彰

競技終了後、各種目（障害区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

6. その他

- (1) 出場を希望するものは、競技経験者に限るものとする。
- (2) 選手に介助が必要と認めた次の場合は、弓具検査の際、介助者本人が競技役員に申し出て介助腕章の交付を受ければ、介助者はシューティングライン（S・L）まで入場することができる。
- (3) 選手に対する競技中の助言は一切認めない。
- (4) 競技場に入場する時は、次の事項を厳守しなければならない。
 - ア 介助者は、射場内に一切の物を持ち込んではいけない。
 - イ 介助者は、不測の事態については審判員の指示に従う。

フライングディスク競技 実施要領

1. 競技規則

令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県障害者フライングディスク協会協力の下、実施する。

3. 招集

- (1) 招集は、競技が行われる会場の所定の場所で行う。
- (2) 招集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- (3) 招集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の者が受付で申し出ること。

4. 競技服装等

運動しやすい服装、運動靴とする。また、番号布は主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部及び背部につけること。

5. 競技種目及び競技方法

- (1) 競技種目 ア ディスタンス競技
 「スタンディング（立）」 「シットイング（座）」
 イ アキュラシー競技
 「ディスリート・ファイブ（5m）」 「ディスリート・セブン（7m）」
 ※「ディスリート・スリー（3m）」県大会特別種目（特別ルール）
- (2) 競技方法
 ア 競技は、すべて競技役員（審判員）の指示にて進行すること。
 イ 投げ方は自由とする。
 ウ 競技上有利となる用具の使用は認められない。
 エ アキュラシー競技の試技は10投連続して行う。ディスタンス競技の試技は3投連続して行う。
 オ 試技の時間はプレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから、アキュラシー競技は5分、ディスタンス競技は3分とする。その時間を越えた試技は無効となる。
 カ 競技に使用する公式ディスクは主催者で用意する。

6. 表彰

表彰は、競技終了後、各種目・各組の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

7. その他

競技場内へは、選手、競技場内付添者（介助者）、大会役員、競技役員および実施本部員以外入場することはできない。なお、選手に介助が必要と認めたときはその限りでない。

卓球競技 実施要領

1. 競技規則

令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

一般卓球は沖縄県卓球協会、サウンドテーブルテニス（STT）は沖縄県視覚障害者福祉協会協力の下、実施する。

3. 招集

- （1）招集は、所定の場所で行うので、競技役員の指示に従うこと。
- （2）招集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- （3）招集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の者が受付で申し出ること。

4. 競技服装

- （1）番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部及び背部に付けること。
- （2）STTについては各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. 競技方法

- （1）競技は一般卓球とサウンドテーブルテニス（STT）とし、一般卓球は5ゲームマッチ（1ゲーム11本）、STTは3ゲームマッチ（1ゲーム11本）で行う。
- （2）一般卓球競技はリーグおよびトーナメント形式、サウンドテーブルテニス競技はトーナメント形式、個人戦のみとし、原則として同一の障害区分・年齢区分別で行う。
- （3）出場選手の少ない障害区分・年齢区分では、別の障害区分・年齢区分の選手と組み合わせで競技されることがあるが、順位の決定及び表彰はそれぞれの障害区分・年齢区分別に行う。

6. 表彰

競技終了後、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの選手にメダルを授与する。

7. その他

下肢障害者で、義肢、松葉杖等を使用する者は、特に支障がない限り接触面にあてがう布、カバー等をあらかじめ用意すること。

※リーグ戦の順位決定ルール／試合の得点で決める（勝者2点、敗者1点、棄権0点）

試合得点が同じ場合①2者間の場合は、2者間の対戦結果により勝者が上位になる。

②3者間の場合は、3者間の対戦結果を抜き出しゲーム数の勝率で決める。

水泳競技 実施要領

1. 競技規則

令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県水泳連盟協力の下、実施する。

3. 招集

招集は、水泳競技場内で行う。競技役員の指示に従うこと。

4. 競技方法

(1) 出発

ア 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横から飛び込み、または水中スタートを選択できる。【注】飛び込みによるスタートは、プールの水深を確認し、注意してからスタートする。

イ スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。

(2) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立つものとする。

ただし、車いす使用者については、片手をあげる者とする。

(3) 競技場内での誘導は、競技役員が行う。

(4) 計時は、自動審判計時装置及び手動計時を使用する。

(5) 視覚障害者については、ゴールとターンの際、必要に応じて合図を行う。

(6) 障害区分23の競技者は、各自で用意した光を通さないゴーグルをプールへ入場する際に装着し競技終了まで外してはならない。

(7) 聴覚障害者のスタートは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。

5. 表彰

競技終了後、各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

6. その他

水泳競技場においては、事故防止に十分注意し競技役員の指示に従う事。

陸上競技 実施要領

1. 競技規則

令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

(一社) 沖縄陸上競技協会、沖縄県パラスポーツ指導者協議会協力の下、実施する。

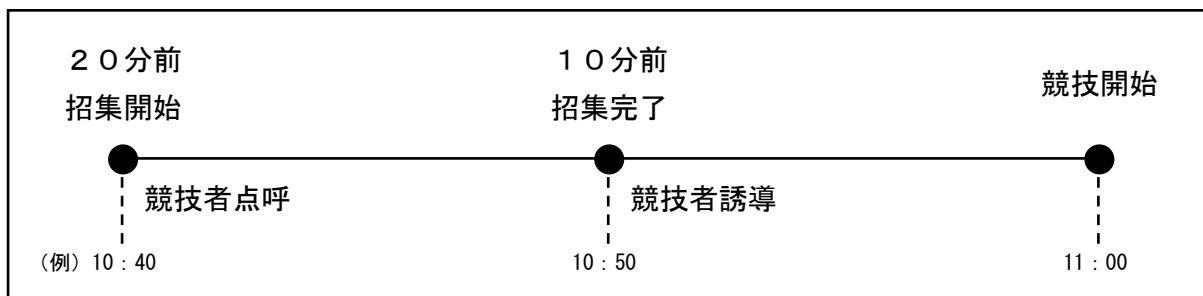
3. 招集

(1) 招集所

ア 競走競技は第4ゲート付近（スラロームは第2ゲート付近）に設ける。

イ 跳躍競技および投てき競技は各競技実施場所付近に設ける。

(2) 招集の流れは、競技開始時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

ア 選手は出場種目の招集開始時刻から招集完了時刻までに、所定の招集場所にて受付を行うこと（原則として代理人は認めないが場合によってはその限りではない）。

イ 招集完了時刻に遅れた場合は棄権したものとみなす。なお、競技に参加しない場合は団体の者が所定の招集場所へ申し出ること。

4. 競技場への入退場について

(1) 競技場への入場については、すべて係員の誘導による。

(2) 競技が終了した選手のうち、1位から3位までの者は被表彰者控所へ誘導する。

4位以下の者は、最寄りのゲートより解散する。

5. 競技服装

番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部及び背部に付けること。

6. 競技方法

トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順はプログラム記載順とする。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

＜競走競技＞

- (1) スタートについては次のようにする。
 - ア 50m競走についてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
 - イ 日本陸上競技連盟競技規則で400mまでの競走においては、スターティング・ブロックを使用しなければならず、「Set」の姿勢は、両手が地面についていなければならないことになっているが、この規定は、障害を考え、両方とも必ずしもそうでなくてもよいことにする。
 - ウ 不正出発について1度までは許される。同一競技者による2度目は失格とする。
- (2) スタートはイングリッシュコールにて行う。
- (3) 聴覚部門のスタートは次のように行う。
 - ア 「On your marks:オン・ユア・マークス」(意味:位置について)でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。(800m、1500m競走については同様の動作でスタートラインへの移動を促した上で、ピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす)
 - イ 「Set:セット」(意味:用意)でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。
 - ウ 上記の姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。
- (4) 50m、100m、200m、400m競走及び障害別4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。
なお、800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまでセパレートレーンで行う。

【車いす部門】

- (5) 車いすは身体の一部であり、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。
- (6) 車いすおよび電動車いす使用者の順位は、胴体(トルソー)ではなく、先に到達した車輪の車軸がフィニッシュラインに到達したことで決める。
- (7) 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
- (8) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- (9) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす(レーサー)を使用しなければならない。

【視覚部門】

- (10) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア(トラックの走路)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。
したがって、走路へ入る前にアイマスクなどを装着し、走路を出るまではアイマスクなどを外してはならない。(上記よりスターティング・ブロック設置等の行為はアイマスクなどをした状態で行う)ただし、50m競走で待機テントが走路上に設置された場合、そのテント内は競技エリアとみなさずにアイマスクなどを外すことができる。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

(11) 障害区分24に属する競技者の50m競走は次のように行う。なお、音源誘導者から発せられる音源や声は助力とはみなさない。

ア 8レーン分の幅を使用して行う。

イ 1名ずつによるタイムレースとする。

ウ 音源誘導者がフィニッシュライン後方から鳴らす音源によって競技者を誘導するものとし、その音源はハンドマイクに収納した音源とする。なお、視覚と聴覚の障害が重複している競技者は音源を使わずに伴走者との競技を認める。伴走者については、視覚部門の競走競技における伴走者に準ずる。

(12) 視覚部門の競走競技では、障害区分24に属する競技者の50m競走を除き、次のような範囲で伴走を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。

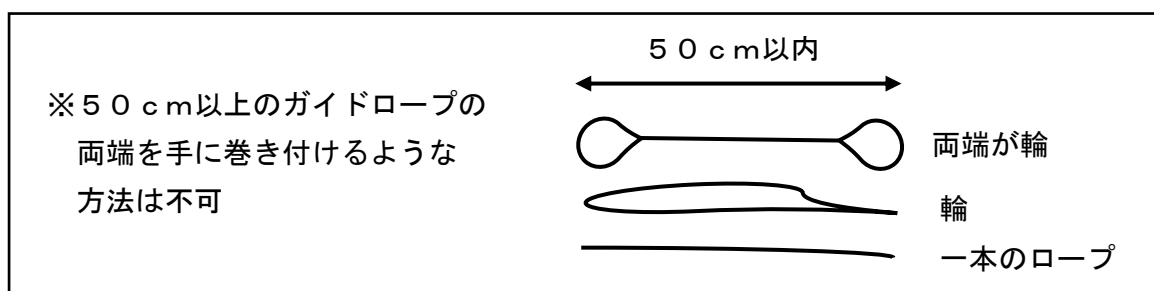
ア 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。

イ いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。ただし、視覚と聴覚の障害が重複している競技者の伴走者は、スタートのピストル音を競技者に伝えるため、ピストル音の直後のみ競技者を引っ張ったり、押したりする行為は認められる。なお、この行為は助力とはみなさないが、スタートのピストル音を競技者に伝えた後に競技者を引っ張るなどの推進を助ける行為をした場合は助力となる。

【注】推進を助けるような行為があった場合フィニッシュ後に失格となることがある。

ウ 競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ（以下、ガイドロープ）を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は50cm以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的にガイドロープを離す事態が生じた場合は除く。

【注】フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は失格とする。



エ 伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報（タイム、周回数、ペースなど）を伝えることができる。なお、その際にガイドロープ以外の道具を用いてはならない。

<跳躍競技>

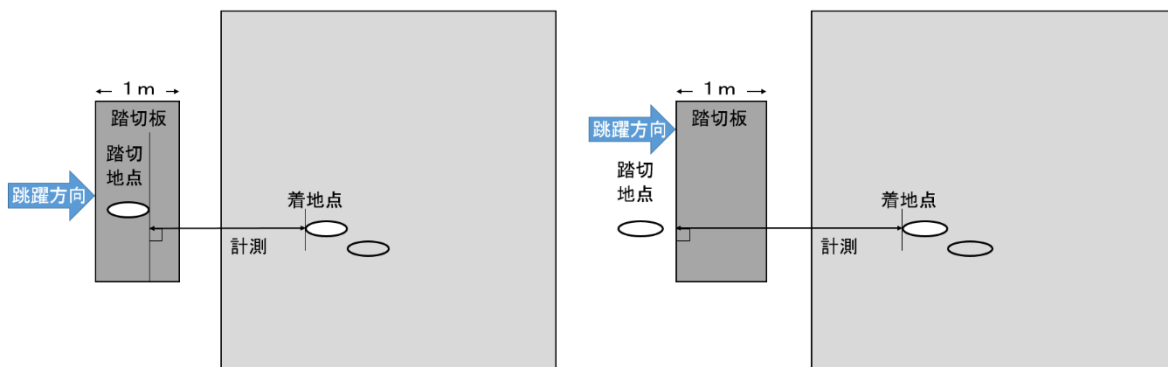
(1) 走高跳を除き、各競技者は、3回までの試技が許される。（練習1回、競技3回）

(2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。

(3) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

- (4) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア（助走路及び砂場、サークル）で光を通さないアイマスクなどを装着しなければならない。
したがって、助走路及びサークルへ入る前にアイマスクなどを装着し、助走路及び砂場、サークルを出るまではアイマスクなどを外してはならない。
- (5) 視覚部門の走幅跳の踏切板の幅は日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さは1mとする。また計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏み切り板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切板（地域）の手前で踏み切った場合には、着地点と踏切板（地域）の砂場より最も遠い方までの最短距離を計測する。



- (6) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために声や音源による援助は認められる。
- (7) 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。

<投てき競技>

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。（練習1回、競技3回）
- (2) 車いすおよび電動車いす使用者の投てきは次のように行わなければならない。
- ア 助走することなく、臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。
 - イ 試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。
 - ウ ソフトボール投、ジャベリックスローは円盤投のサークルを使用してもよいこととする。
 - エ 車いす等を固定する場合は、地面との接地面がサークルおよびやり投げ助走路スターティングラインの内側から出てはならない。（競技役員（補助員を含む）が車いすを支持してもよい。これは助力とはみなさない。）
 - オ 地面に足を付けて投げてよい。ただし、サークルおよびやり投げ助走路スターティングラインの内側から出てはならない。
 - カ 原則として、3回連続で投げるものとする。
- (3) 車いす使用者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続した方がよいと判断した場合は連投してもさしつかえない。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

- (4) 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音源、競技者の身体に触れることによる援助は認められる。
- (5) 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。
- (6) 投てき競技に使用する用具は、主催者が用意したものを使用する。
なお、各用具の重量、構造等については次のとおりとする。

【Ⅰ】砲丸の重量

		肢 1							肢 2				肢 3				視		聴
障害区分		1	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	19	20	21	22	24	25	26
男子	1部	4 kg							2. 721 kg	4 k g				2. 721kg				4 k g	4kg
	2部	2. 721kg							2. 721 kg	2. 721kg				2. 721kg				2. 721 kg	2. 721 kg
女子	1部	2. 721kg							2. 721 kg	2. 721kg				2. 721kg				2. 721 kg	2. 721 kg
	2部	2. 721kg							2. 721 kg	2. 721kg				2. 721kg				2. 721 kg	2. 721 kg

【Ⅱ】ビーンバッグの構造

- (1) ビーンバッグ投に使用するビーンバッグの構造は次のとおりとする。
材料：12 cm×12 cmの布または適当なものの袋に、よく乾燥した大豆等を入れたもの。
重量：150 g 製造誤差：10%以内
- (2) 原則として円盤投のサークルを使用し、有効試技は90度の角度をなすラインの内側に落下したものとする。
- (3) ビーンバッグを足にのせてけり出すことなども含めて投げ方は自由である。

【Ⅲ】ジャベリックスローの構造

- (1) ジャベリックスローで使用する用具は男女ともターボジャブとする。
本体：ポリエチレン製
穂先：エラストマー製
長さ：約70cm
重量：300 g
- (2) ジャベリックスローは、やり投げの規則に準じて行う。

第6 1回沖縄県身体障害者スポーツ大会

【Ⅳ】ソフトボールの規格

- (1) ソフトボール投に使用するボールは、日本ソフトボール協会公認の「協会3号ボール（ゴム球）」とする。
- (2) ソフトボール投は、やり投げの規則に準じて行うが投げ方は自由である。

＜助力・補装具＞

- (1) 介助者および通訳者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。
- (2) 競走競技および跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。

7. 表彰について

- (1) 各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。
- (2) 表彰は、各競技終了後1位から3位までの者が係員により被表彰者控所へ誘導し、表彰係員の指示を受け表彰を受ける。
- (3) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同組で競技を行うことがあるが、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。

8. その他

競技場内へは、競技役員・競技補助員・ボランティア・大会役員・選手以外は立ち入ることはできない。

(別表 1) 全国障害者スポーツ大会 競技・種目

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

				競 走							跳 躍			投てき			
				※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム 4×100m リレー	※1 走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーニング投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎				※4◎			◎	◎	◎	◎	◎
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					▲	◎	◎				
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎					▲	◎	◎				
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断	◎	◎						◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎							◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹 ※3	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	
	2	車いす 脳原性麻痺、 常用、以外用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎				◎							◎
			11	第7頸髄まで残存		※4◎	※4◎	※4◎	※4◎	◎							◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎	◎	※4◎						◎	◎	◎
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※4◎	※4◎	※4◎	◎						◎	◎	◎
			15	その他の車いす		◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎
	3	脳原性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等	16	四肢麻痺で車いす使用	◎					◎							◎
			17	けって移動	◎					◎							◎
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎					◎					◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎
			20	その他走不能											◎	◎	◎
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	
	4		23	電動車いす常用						◎							◎
視覚障害 ※5			24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎	◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎	◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎				◎				◎	◎		◎	◎

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1	※1			
				25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m	フリーリレー 4×50m	メドレーリレー 4×50m			
														区分番号	障害区分	
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			5	両上腕切断または両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
		下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎					
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎					
			11	多肢切断または、片上肢完全および 片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎					
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
	2	で脳 車 い す 常 用 以 外	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎							
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
	3	(脳性 麻痺、 脳血 管疾 患、 脳外 傷等)	17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎							
			18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎					
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎							
視覚障害 ※2			23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○				
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△		

※1 フリーリレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

３．アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●	●	●
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（いす・車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺 （いす・車いす使用を含む）	●	●		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	●	●	●
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

４．卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害 ※2			15	アイマスク有り ※3		◎
			16	アイマスク無し	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

５．フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害 （ぼうこう又は直腸機能障害）				

6. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす 常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、 脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。

両方が必要な場合は選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

7. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8. バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

9. 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

10. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14. フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

〈参考〉障害区分の解説

■肢体不自由 1

				障害区分名	解 説
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
				両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
				片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				上下肢	切断
		多肢切断	三肢以上の切断者		
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全		片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全		片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。）【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上競技）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（握持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が1つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由 3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の upper 肢と下肢または片側の upper 肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注 4】
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
			その他走可能	【注 5】
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ることとも両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注 4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注 5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由 4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

■視覚障害

視覚障害	視力 0 から 0.01 まで	【注 6】 【注 7】
	その他の視覚障害	

【注 6】視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力 0、指数弁は視力 0.01 とする。

【注 7】矯正後の良い方の視力が 0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

全国障害者スポーツ大会競技規則集

全国障害者スポーツ大会競技規則集（解説付） — 令和7年度版 — （令和7年4月1日発行）



購入をご希望の際は、1.FAXによる注文、もしくは2.注文フォーム（メール）にてご注文下さい。

発行：公益財団法人日本パラスポーツ協会（令和7年4月1日発行）
電話：03-5695-5420（直通） FAX：03-5641-1213
特価：1,000円（税込）
送料：無料

1. FAXからのご注文

以下の注文書に必要事項を記入し、FAXにてお送りください。



注文書（個人用）



注文書（法人用）



FAX：03-5641-1213 ※FAX番号のお間違いにご注意ください

2. 注文フォーム

個人用または法人（団体）用をご選択いただき、以下のそれぞれのフォームにお進みください。

個人用注文フォーム



法人（団体）用注文フォーム



公益財団法人 日本パラスポーツ協会
JAPANESE PARA SPORTS ASSOCIATION

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 EDGE水天宮ビル3階